

様式第1の1

契約条項（物品）

（総 則）

第1条 発注者及び受注者は契約書記載の物品の契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に従い、これを履行しなければならない。

（受渡方法）

第2条 目的物は、発注者の指示した文書その他に従って受渡しするものとする。

2 受注者は、目的物を受渡場所に納品したときは、納品書により発注者に通知する。

（検査及び引渡し）

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、10日以内に検査員をして検査又は試験を行わせ、この契約に定めた事項に適合したものに限り、引渡しを受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査又は試験の結果、不適合となった物品については、発注者の指定する期間内に物品の取替えを行い、再検査を受けなければならない。

（受注者による受渡期限の延長）

第4条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により受渡期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により受渡期限の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定により受渡期限の延長を認めたときは変更契約書を作成しなければならない。

（履行遅延の場合における違約金）

第5条 受注者は、その責めに帰すべき理由により物品の納入を遅延したときは、違約金を発注者に支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ、未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し

年14.6パーセントの割合で算出した額とする。ただし、違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しない。

(発注者の解除権)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 受注者がこの契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) この契約の履行につき不正行為があったとき。
- (4) 発注者の行う検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に対し、契約解除の通知を発して解除することができる。

(契約解除による損害賠償)

第7条 受注者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第9条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第11条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに組合へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、組合の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

- 2 受注者は、この契約により個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(危険負担)

第14条 受注者は、この契約の履行前に発注者及び受注者双方の責めに帰することができない理由により生じた損害を負担しなければならない。ただし、受注者が善良な管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、発注者は、相当の損害を負担することができる。

(契約代金の支払い)

第15条 受注者は、納入物品が第3条の検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があつたときは、30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第16条 物品引渡後、発注者において損傷等を発見した場合には、それが発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する期日までに良品との交換又は修理を行うものとする。

2 前項の場合において、受注者が交換又は修理に応ずる期間は物品納入後、1年間とする。

(雑則)

第17条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。